

議案第104号

## 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（平成15年静岡市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表1 テントサイト及び温泉入浴施設の利用料金の限度額の表中「6,500円」を「6,800円」に、「5,000円」を「5,230円」に、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に改め、別表2 付帯設備の利用料金の限度額の表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

##### （施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市南アルプス井川オートキャンプ場の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。